

## Ⅲ. 退職年金事業と諸手続き

### 1. 事業概要

共済会の退職年金事業は、会員負担の退職金をベースに職員（任意加入）、第2制度分を上乗せして、一時金もしくは年金で受け取ることができる制度です。  
すべて「累積給付型」といわれる計算方法を採用しています。

◆共済会の退職金の内訳

**C** 第2出資金部分

**B** 職員出資金部分

**A** 会員出資金部分

左図のように、3つの内容から成り立ち、A～Cの組み合わせは下記の通りです。

\*退職金の組合せ  
①Aのみ    ②A+B    ③A+B+C    ④A+C  
※B：職員出資金は職員、

#### A：会員出資金部分の概要

- ・退職年金・一時金の基礎となるもので、昭和43年4月1日より開始、会員が負担します。
- ・加入後、1年未満で退職した場合は支給されません。
- ・平成9年3月31日時点で在会14年6カ月以上の退職者は、特別慰労金が加算されます。

#### B：職員出資金部分の概要

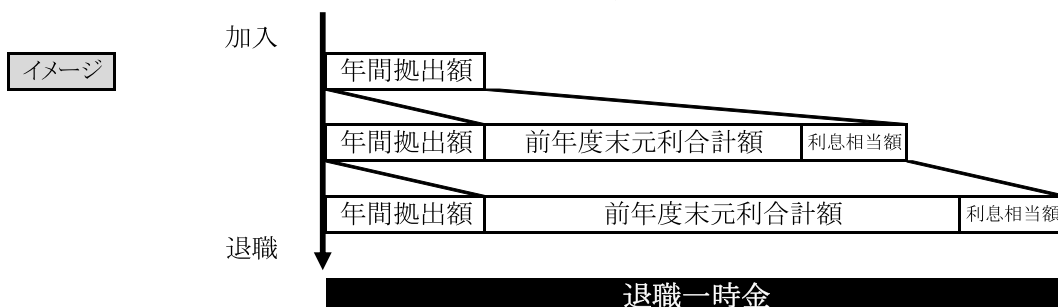
- ・退職後の所得確保のため、退職年金制度に職員本人が毎月拠出するものとして平成2年4月1日より開始しました。
- ・職員出資金の「拠出」or「非拠出」は共済会加入時に職員本人が選択します。  
→選択の機会は加入時のみで、加入後に途中からの拠出はできません。
- ・職員出資金部分の「脱退」は職員本人の希望により、申し出ることができます。  
→その場合は一時所得となります。また、拠出を再開することはできません。
- ・職員本人が拠出した金額は退職時に元本を100%保証するものとなっています。

#### C：第2退職年金制度の概要

- ・福祉医療機構の実施する「社会福祉施設職員等退職手当共済制度」において、一部サービス種別施設への公的助成の廃止、給付水準の一部抑制が行われたことを受けて、退職後の生活保障を確保するために平成21年度より開始した制度です。
- ・法人の判断により任意で利用できる制度です。
- ・拠出対象は会員のみで、職員本人が拠出することはできません。
- ・口数制を採用し、1口1,000円から最大30口まで選択することができます。
- ・第2制度加入後、1年未満で退職した場合は支給されません。
- ・在職中の脱退はできず、退職時に一時金または年金として支給します。
- ・加入途中で拠出停止を希望する場合は、「中断処理」での対応となります。

～累積給付とは～

積み立てられる各出資金に、付利率により利息を乗せ元利合計額として管理します。退職まで配分等を行いませんので、確実な複利効果を期待できます。



## 2. 退職金の受取り

退職金の受給方法は、下記の2通りです。「退職年金（遺族年金）」として受給する際は条件があります。

- \* 分割で受け取る「退職年金（遺族年金）」
- \* 一括で受け取る「一時金（遺族一時金）」

### (1) 退職年金（遺族年金）

60歳または退職時から10年間、年4回（2・5・8・11月）に分けて年金が支給されます。

- ◇ 退職時に在会20年以上かつ年齢55歳以上の退職者のみ選択可能
- ◇ 死亡退職の場合はその遺族
- ◇ 途中で残額分を一時金として受け取ることも可能（受給方法変更）
- ※据置率・割引率は、60歳になる前に退職した年金受給者に適用されます。

### (2) 退職一時金（遺族一時金）

- ◇ 在会1年以上20年未満または年齢55歳未満の退職者
- ◇ 一時金を選択する在会20年以上かつ年齢55歳以上の退職者
- ◇ 死亡退職の場合はその遺族
- ◇ 在会1年未満の職員出資金部分加入者



## 3. 退職年金・一時金の請求

請求に必要な書類はそれぞれ下記の通りです。

### (1) 退職年金

- \* 被共済職員退職届（第13号様式）
- \* 年金・一時金請求書（様式第1号）
- \* 年金受給者届<sup>※</sup>
- \* 個人番号登録通知書<sup>※</sup>

※「年金受給者届」「個人番号登録通知書」は本会定款・規程集、ホームページには掲載がありません。  
年金で受給を希望される場合は、必ず事前に本会へ連絡ください。

### (2) 退職一時金

- \* 被共済職員退職届（第13号様式）
- \* 年金・一時金請求書（様式第1号）

### (3) 死亡退職による遺族請求について

被共済職員が在職中に死亡した場合、遺族に上記（1）（2）どちらかの受給方法を選択し請求します。上記書類の他、添付が必要な書類は、下記のとおりです。

- \* 死亡診断書（写）
- \* 受給権者（請求者）と身分関係を明らかにすることができる書類<sup>※</sup>  
（戸籍謄本、除籍謄本、改正原戸籍 等の写）
- \* 生計維持に関する調査書（配偶者以外が受給権者となる場合）
- \* 委任状（受給権者に同一順位の方が2名以上いる場合）

→共済会への請求の他、福祉医療機構への請求もある場合、身分関係を明らかにすることができる書類は原本一部をお送りください。

### (4) 被共済職員が退職後、退職年金・一時金を受け取る前に死亡した場合（相続人請求）

上記（3）と同様の添付書類が必要です。

《福祉医療機構に加入している場合》

- \* 機構の退職金請求に係る書類の提出は本会までお願いいたします。（機構直送不可）
- \* その際は原本1部のみ送付ください。（コピー不要）
- \* 機構退職金請求に係る書類は以下の3点となります。必ず最新の様式でご提出ください。
  - ① 「被共済職員退職届」（事務担当者作成）
  - ② 「退職手当金請求書・合算申出書 兼 退職所得申告書」（請求者作成）
  - ③ 「個人番号及び本人確認書類添付用紙」（請求者作成）

事務担当者は、上記①～③を番号順に重ね「左上下辺2ヶ所」「右辺中央1ヶ所」をホチキス止めの上、本会までご提出ください。

## 4. 退職金送金までの流れ

「被共済職員退職届（第13号様式）」と「年金・一時金請求書（様式第1号）」が揃ってから退職金支給の手続きを開始します。書類到達日により支給日が決定されます。

→ II.7 (1) 毎月の事務処理スケジュールについてを参照

### ～機構手続きを含めた業務フロー～

1. 共済会分は、「被共済職員退職届」「年金・一時金請求書」「退職所得申告書」を用意します。但し「退職所得申告書」は各法人で保管いただき、共済会には送付しないで下さい。
2. 機構書類は前頁「福祉医療機構に加入している場合」にある通り3点を作成してください。
3. 事務担当者は提出された「年金・一時金請求書」内、「源泉徴収票添付の同意について」を確認してください。

#### A. 同意する場合

4. 共済会提出用2点、機構提出用3点を共済会まで送付します。
5. 共済会で代行作成する源泉徴収票を添付し機構へ転送します。

#### B. 同意しない場合

4. 共済会分のみ送付します。
5. 共済会から送付する源泉徴収票を「退職手当金請求書・合算申出書兼退職所得申告書」に添付し共済会へ送付します。
6. 共済会から機構へ転送します。

### ◇ 支給決定通知書類について

退職年金、退職一時金ともに支給決定後、下記通知を会員・施設、退職者双方に送付します。

通知書類	宛先\種類	年金	一時金
	会員（施設）	・退職年金決定通知書	・退職一時金支給決定通知書 （源泉徴収票添付）
退職者	・支払開始通知書 （待機者は受給資格取得通知書）	・公的年金等の源泉徴収票（年1回）	・退職一時金送金通知書 （源泉徴収票添付）
		・送金通知（年4回）	・貸付金相殺通知（残債ありの場合）
		・現況届（年1回/11月下旬頃）	

### ◇ 貸付金の精算について

貸付事業を利用中の被共済職員が退職する場合、退職金から相殺し差額を送金します。退職書類到着前でも償還金の請求のみ停止することが可能となりますので、先ずはお電話ください。（ただし、償還金請求は停止しますが、出資金・掛金の請求は届出があってからとなります。）書類の到着が遅れ、退職日以降の月で請求が発生した場合は返金させていただきますが、一時的に会員にて立て替えが発生しますのでご注意ください。

### 《退職金が支給されないケースについて》

共済会の退職金支払者は会員であるため、共済会の判断で不支給を決定することはありません。ただし、下記の要件に該当する場合は、共済会の定款及び共済運営規程、退職年金規程に基づき不支給となります。

- ① 在会1年未満の退職者で職員出資金に加入していない場合
- ② 在籍する被共済職員全員の同意を得て共済会を退会する場合
- ③ 会員が共済会から除名される場合
- ④ 懲戒解雇等で、会員の判断で請求を放棄する場合
- ⑤ 退職日から5年を過ぎても退職者から請求がない場合（時効の成立）

### 《時効について》

会員においても、退職者に対し請求漏れのないようご指導いただくとともに、退職金が支給されるまでは、退職者の退職後の所在地等連絡先を把握していただきますよう、ご協力をお願いします。

## 5. 退職金の計算方法

### (1) 会員出資金分の支給額計算方法

$$\{ \text{前年度末元利合計額}^{\ast 1} \times \text{退職月毎の付利率 (別表1)} \\ + \text{当年度4月～退職月までの会員出資金拠出額} \times \text{退職月毎の付利率 (別表2)} \} \\ \times \text{割掛率 (別表6)}$$

※1 前年度末元利合計額＝前々年度末元利合計額×1.015＋前年度会員出資金年間拠出額×1.0075  
 ※年金で受給される場合、上記計算額で求めた金額を年金原価率で除し、月額を求めます。

- ・平成9年3月31日時点で在会14年6カ月以上の退職者は、特別慰労金が加算されます。
- ・前年度末元利合計について  
 →平成30年3月31日以前に加入している場合、平成30年度の「前年度末元利合計額」は、「平成30年3月31日時点における支給確定額÷在会期間毎の割掛率」とします。

※平成30年3月31日時点における支給確定額とは...  
 平成30年3月31日を基準日とし、遡って1年間の平均本俸月額に基準日時点の在会年数による支給乗率(別表7)を乗じた金額。  
 なお、この支給確定額には特別慰労金も含む。

#### (前年度末元利合計額の計算方法)

- ・ 共済会加入 昭和57年4月1日
- ・ 本俸月額 下表のとおり
- ・ 平成30年度末元利合計額 4,960,900円  
 (詳細) 平成29年度本俸月額：328,850円 在会35年  
 $328,850円 \times 14.7815 = 4,860,897 \rightarrow 4,860,900円$   
 特別慰労金：100,000円
- ・ 新制度への持ち込み額  
 $4,960,900 \div 1.05 = 4,724,667円$

計算 基準日	本俸月額	前々年度 付利率 A	前年度月額 B	年額 C (B×12)	前年度積立分 元利合計額 D (C×A/2)	前々年度分 元利合計額 E (前年度 F×A)	前年度末 元利合計額 F (D+E)
H31.4.1	248,000円	1.5%	9,385	112,620	113,465	4,795,538	4,909,003
H32.4.1	253,000円	1.5%	9,955	119,460	120,356	4,982,639	5,102,995
H33.4.1	259,000円	1.5%	9,955	119,460	120,356	5,179,540	5,299,896
H34.4.1	270,600円	1.5%	10,525	126,300	127,248	5,379,400	5,506,648

#### ～一時金の場合～

退職日：平成34年12月31日

退職年度本俸月額：277,800円

$$(\text{平成33年度末元利合計額} \times 12\text{月退職付利率} + 34\text{年度会員出資金拠出額} \times 12\text{月退職付利率}) \times \text{割掛率} \\ \{ 5,506,648 \times 1.0113 + (10,525 \times 9) \times 1.0056 \} \times 1.05 \\ = 5,947,337円 \rightarrow \underline{5,947,340円}$$

#### ～年金の場合～

一時金支給額 ÷ 年金現価率

$$5,947,340 \div 111.287 = 53,442 \rightarrow \underline{53,450円}$$

(2) 経過措置 = 会員出資金分 =

① 支給額の丈比べ(平成40年3月31日までの10年間)

平成30年度の「最終給与比例型」から「累積給付型」への制度移行により、最終給与比例方式で算出する退職金額が、累積給付型を上回るケースが起り得ます。非常に稀なケースと考えられますが、給付減額を防ぐ目的により、当該ケースが解消される平成39年度まで「経過措置」を設けます。

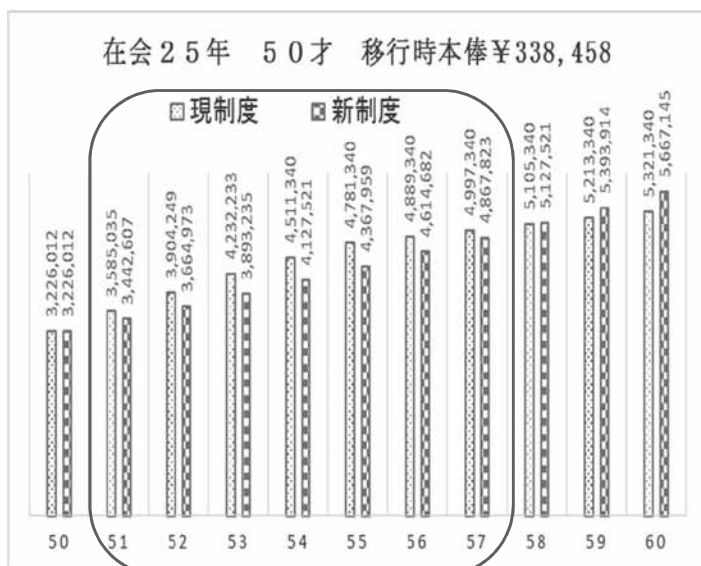
具体的には、平成30年3月31日までに加入している被共済職員については、平成40年3月31日までに退職する場合、「最終給与比例型(②の式)」により退職金額を算出し、「累積給付型(①の式)」での金額と比較し、数値の高い方を給付額とします。

$$\begin{aligned} \text{給付額①} &= \{ \text{前年度末元利合計額}^{※1} \times \text{退職月毎の付利率 (別表1)} \\ &+ \text{当年度4月～退職月までの会員出資金拠出額} \times \text{退職月毎の付利率 (別表2)} \} \\ &\quad \times \text{割掛率 (別表6)} \end{aligned}$$

※1 前年度末元利合計額 = 前々年度末元利合計額 × 1.015 + 前年度会員出資金年間拠出額 × 1.0075

$$\begin{aligned} \text{給付額②} &= \text{退職前1年間の平均本俸 (上限36万円)} \quad \times \\ &\quad \text{給付対象期間ごとの支給率 (別表7)} \quad + \quad \text{特別慰労金} \end{aligned}$$

◀ 経過措置が適用となる例 ▶



(移行時条件)

- 在会年数 = 25年
- 年齢 = 50才
- 本俸月額 = 338,458円

移行後8日目までは退職金額が

「給付額② > 給付額①」となります。

仮に、この職員が57才までに退職する場合「経過措置」が適用され、給付額②で算出した退職金額にて給付されます。

また、58才以降で退職する場合は、給付額①で算出した退職金額が適用されます。

② 制度移行時点 在会1年未満被共済職員の持込額

平成30年3月31日時点で在会1年未満の場合、支給額は“ゼロ”となり、平成29年度分の会員出資金が掛捨てとなります。この現象への対応策とし、月単位での計算により持込額を算出し、既得権を保証する措置です。以下の計算式により算出します。

$$\text{平成30年3月31日時点の本俸月額 (上限36万円)} \times 0.0171^{※1} \times \text{在会月数}^{※2} \div 0.5$$

※1...「別表7」の給付対象期間1年支給率「0.2052」を月利にしたもの。(0.2052 ÷ 12)

※2...会員出資金を納めた月数

(計算例)

① 平成29年5月1日加入 平成29年度本俸 208,000円

$$208,000 \text{円} \times 0.0171 \times 11 \text{ヵ月} \div 0.5 = 78,250 \rightarrow \underline{78,250 \text{円}}$$

② 平成30年1月1日加入 平成29年度本俸 152,040円

$$152,040 \text{円} \times 0.0171 \times 3 \text{ヵ月} \div 0.5 = 15,600 \rightarrow \underline{15,600 \text{円}}$$

「持込額」は発生しますが、移行後在籍期間が1年に満たない場合は会員分の支給はありません。

(3) 職員出資金分の支給額計算方法

$$\text{給付額} = \text{前年度末元利合計額}^{\ast 1} \times \text{退職月毎の付利率A}^{\ast 2 \text{下記別表}} + \text{当年度4月～退職月までの職員出資金拠出額} \times \text{B}^{\ast 2 \text{下記別表}}$$

※1 前年度末元利合計額=前々年度末元利合計額×1.015+前年度職員出資金年間拠出額×1.0075

- ・職員分は職員出資金部分に加入している退職者のみ加算されます。
- ・前年度末元利合計について  
→平成21年3月31日以前に拠出職員となっている場合、平成21年度の「前年度末元利合計額」は、平成21年3月31日時点における支給確定額とします。
- ・年金で受給される場合、上記計算額で求めた金額を年金原価率で除し、月額を求めます。

(前年度末元利合計額の計算方法)

- ・職員出資金加入 平成3年4月1日
- ・本俸月額 下表のとおり
- ・平成30年度末元利合計額 1,164,876円

計算基準日	本俸月額	前々年度付利率 A	前年度月額 B	年額 C (B×12)	前年度積立分元利合計額 D (C×A/2)	前々年度分元利合計額 E (前年度 F×A)	前年度末元利合計額 F (D+E)
H31.4.1	248,000円	1.5%	3,950	47,400	47,756	1,182,350	1,230,106
H32.4.1	253,000円	1.5%	4,190	50,280	50,658	1,248,558	1,299,216
H33.4.1	259,000円	1.5%	4,190	50,280	50,658	1,318,705	1,369,363
H34.4.1	270,600円	1.5%	4,430	53,160	53,559	1,389,904	1,443,463

～一時金の場合～

退職日：平成34年12月31日

退職年度本俸月額：277,800円

$$\begin{aligned} & \text{平成33年度末元利合計額} \times \text{12月退職付利率} + \text{34年度職員出資金拠出額} \times \text{12月退職付利率} \\ & 1,443,463 \quad \times \quad 1.0113 \quad + \quad (4,430 \times 9) \quad \times \quad 1.0056 \\ & = 1,499,869 \rightarrow \underline{\underline{1,499,870円}} \end{aligned}$$

～年金の場合～

$$\begin{aligned} & \text{一時金支給額} \quad \div \quad \text{年金現価率} \\ & 1,499,870 \quad \div \quad 111.287 = 13,478 \rightarrow \underline{\underline{13,480円}} \end{aligned}$$

(4) 第2退職年金制度（第2制度）分の支給額計算方法

$\text{給付額} = \text{前年度末元利合計額}^{\ast 1} \times \text{退職月毎の付利率A}^{\ast 2 \text{下記別表}}$ $+ \text{当年度4月～退職月までの第2出資金拠出額} \times \text{B}^{\ast 2 \text{下記別表}}$ <p style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <math>\ast 1</math> 前年度末元利合計額 = 前々年度末元利合計額 <math>\times 1.015</math> + 前年度第2出資金年間拠出額 <math>\times 1.0075</math> </p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

・年金で受給される場合、上記計算額で求めた金額を年金原価率で除し、月額を求めます。

(前年度末元利合計額の計算方法)

- ・第2退職年金制度加入 平成30年4月1日
- ・口数 下表のとおり

計算基準日	前々年度 付利率 A	前年度月額 B	年額 C (B $\times$ 12)	前年度積立分 元利合計額 D (C $\times$ A/2)	前々年度分 元利合計額 E (前年度 F $\times$ A)	前年度末 元利合計額 F (D+E)
H31.4.1	1.5%	4,000	48,000	48,360	—	48,360
H32.4.1	1.5%	4,000	48,000	48,360	49,086	97,446
H33.4.1	1.5%	4,000	48,000	48,360	98,908	147,268
H34.4.1	1.5%	4,000	48,000	48,360	149,478	197,838

～一時金の場合～

退職日：平成34年12月31日

退職年度口数：4口

$$\begin{aligned} & \text{平成33年度末元利合計額} \times \text{12月退職付利率} + \text{34年度第2出資金拠出額} \times \text{12月退職付利率} \\ & 197,838 \quad \times \quad 1.0113 \quad + \quad (4,000 \times 9) \quad \times \quad 1.0056 \\ & = 236,276 \rightarrow \underline{\underline{236,280\text{円}}} \end{aligned}$$

～年金の場合～

$$\begin{aligned} & \text{一時金支給額} \quad \div \quad \text{年金現価率} \\ & 236,280 \quad \div \quad 111.287 \quad = \quad 2,123 \rightarrow \underline{\underline{2,130\text{円}}} \end{aligned}$$

退職年金事業と諸手続き

(5) 支給率・付利率表

別表(1)

退職時または脱退時における前年度末元利合計額付利率表

平成30年4月1日施行

退職月 または 脱退月	前年度末会員出資金、職員出資金 または第2出資金 元利合計額に乗ずる率
4月	1.0013
5月	1.0025
6月	1.0038
7月	1.0050
8月	1.0063
9月	1.0075
10月	1.0088
11月	1.0100
12月	1.0113
1月	1.0125
2月	1.0138
3月	1.0150

別表(2)

退職時または脱退時における当年度年間拠出額付利率表

平成30年4月1日施行

退職月 または 脱退月	前年度末会員出資金、職員出資金 または第2出資金 年間拠出額に乗ずる率
4月	1.0006
5月	1.0013
6月	1.0019
7月	1.0025
8月	1.0031
9月	1.0038
10月	1.0044
11月	1.0060
12月	1.0066
1月	1.0069
2月	1.0069
3月	1.0075

別表(3)

据置率

平成30年4月1日施行

退職時年齢	据置率
55歳	1.0773
56歳	1.0614
57歳	1.0457
58歳	1.0302
59歳	1.0150
60歳以上	1.0000

別表(4)

割引率

平成30年4月1日施行

支給開始年齢	割引率
55歳	0.9283
56歳	0.9422
57歳	0.9563
58歳	0.9707
59歳	0.9852
60歳	1.0000

別表(5)

年金に代えて支給する一時金の乗率表  
年金月額1円当たり現価率(年利率1.5%)

平成30年4月1日施行

年数 月数	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
0	0.000	0.991	1.982	2.972	3.963	4.954	5.945	6.935	7.926	8.917	9.908	10.898
1	11.889	12.865	13.841	14.817	15.793	16.769	17.746	18.722	19.698	20.674	21.650	22.626
2	23.602	24.564	25.525	26.487	27.449	28.410	29.372	30.334	31.295	32.257	33.219	34.180
3	35.142	36.090	37.037	37.985	38.932	39.880	40.827	41.775	42.722	43.670	44.617	45.565
4	46.512	47.446	48.379	49.313	50.246	51.180	52.113	53.047	53.980	54.914	55.847	56.781
5	57.714	58.634	59.553	60.473	61.393	62.312	63.232	64.152	65.071	65.991	66.911	67.830
6	68.750	69.656	70.562	71.468	72.374	73.280	74.187	75.093	75.999	76.905	77.811	78.717
7	79.623	80.516	81.408	82.301	83.194	84.086	84.979	85.872	86.764	87.657	88.550	89.442
8	90.335	91.215	92.094	92.974	93.853	94.733	95.612	96.492	97.371	98.251	99.130	100.010
9	100.889	101.756	102.622	103.489	104.355	105.222	106.088	106.955	107.821	108.688	109.554	110.421
10	111.287											



別表(6)

## 割掛率(会員出資金分)

平成30年4月1日施行

給付対象期間	割掛率	給付対象期間	割掛率
1年未満	0.00	6年6ヵ月以上8年6ヵ月未満	1.00
1年以上2年6ヵ月未満	0.50	8年6ヵ月以上10年6ヵ月未満	1.01
2年6ヵ月以上3年6ヵ月未満	0.60	10年6ヵ月以上12年6ヵ月未満	1.02
3年6ヵ月以上4年6ヵ月未満	0.70	12年6ヵ月以上14年6ヵ月未満	1.03
4年6ヵ月以上5年6ヵ月未満	0.80	14年6ヵ月以上16年6ヵ月未満	1.04
5年6ヵ月以上6年6ヵ月未満	0.90	16年6ヵ月以上	1.05

※ただし、休職等により出資金を払い込まない月がある時は、その月は給付対象期間に算入しない

別表(7)

## 一時金支給率表

(普通退職会員出資金分)

平成19年4月1日施行

給付対象期間	支給率	給付対象期間	支給率
0年	0.0000	26年	10.2815
1	0.2052	27	11.0315
2	0.4104	28	11.7815
3	0.6156	29	12.5315
4	0.8208	30	13.2815
5	1.0260	31	13.5815
6	1.7956	32	13.8815
7	2.3515	33	14.1815
8	2.9615	34	14.4815
9	3.5715	35	14.7815
10	4.1815	36	15.0815
11	4.5215	37	15.3815
12	4.8615	38	15.6815
13	5.2015	39	15.9815
14	5.5415	40	16.2815
15	5.8815	41	16.5815
16	6.1815	42	16.8815
17	6.5015	43	17.1815
18	6.8215	44	17.4815
19	7.1415	45	17.7815
20	7.4415	46	18.0815
21	7.7415	47	18.3815
22	8.0415	48	18.6815
23	8.3415	49	18.9815
24	8.6415	50	19.2815
25	9.5315		

別表(8)

## 年金支給額表

(特別慰労金分)

平成9年4月1日施行

平成9年3月31日 までの給付対象期間	支給額	平成9年3月31日 までの給付対象期間	支給額
14年6箇月未満	0円	22年	1,850円
15年	1,090	23	1,960
16	1,200	24	2,060
17	1,310	25	2,170
18	1,410	26	2,280
19	1,520	27	2,390
20	1,630	28	2,500
21	1,740	29	2,610

## 6. 第2退職年金制度の活用

本制度は、機構が運営する「社会福祉施設職員等退職手当共済制度」の代替制度として、平成21年度より開始しました。

### (1) 第2制度の特長

① 共済会の加入者ならどなたでも利用できます

② 会員の目的に合わせた利用方法を選択できます

- \* 機構の代替制度として利用したい
- \* 人事考課を退職金の支給額に反映した仕組みを考えたい
- \* 現在内部積み立てを行っている分を移行したい

③ 会員の目的に合わせて月々の負担額を選択できます

- \* 第2制度では「口数制」を採用し、職員の本俸に関係なく会員側で設定できます。  
※第2出資金は月額制、会員負担となります（職員本人での負担はできません）。
- \* 最少口数 1口（1,000円）から、最大口数30口（30,000円）までの30通りの範囲で、利用目的に合わせた設定が可能です。



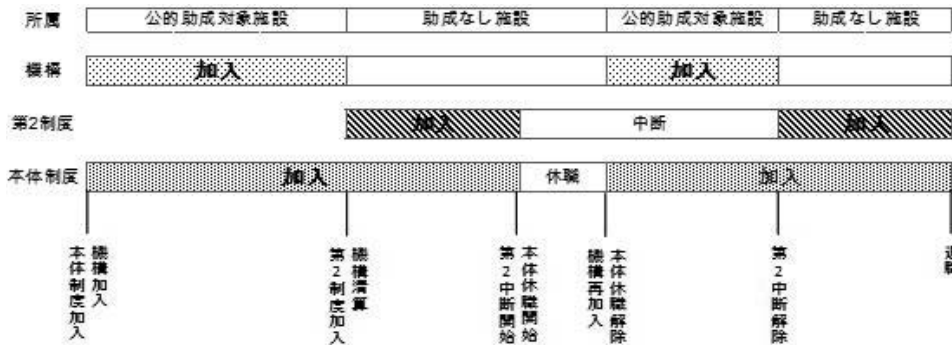
- \* 機構の代替※として利用する場合、機構の単位掛金の増減に応じた負担の設定ができる
- \* 職員の貢献度を退職金に反映できる
- \* 経営状況に応じた負担を設定できる
- \* 給与体系変更の影響を受けずに積み立てできる

※（例）機構代替制度として... 機構未加入職員について4口（年額48,000円）

④ 第2出資金の払い込みは中断することができます

機構制度は、職員を強制加入させなければならない「社会福祉施設等」「申出施設」があり、該当施設に配置されている期間は第2制度を利用しないことも考えられます。（二重負担の回避）また、中断期間中も、既に積み立てた元利合計に対し付利を行います。

※本制度で「休職」の届出がなされ出資金・掛金の払込がされていない場合は、第2制度でも「中断」の取り扱いとなり、その期間第2出資金も発生しません。



(2) 第2制度 支払額早見表（平成30年度より付利率1.5%となっています）

口数 加入年数	1口 (1,000円)	4口 (4,000円)	8口 (8,000円)	12口 (12,000円)	20口 (20,000円)	30口 (30,000円)
1年未満	0	0	0	0	0	0
1	12,090	48,360	96,720	145,080	241,800	362,700
2	24,370	97,450	194,900	292,340	487,230	730,850
3	36,820	147,270	294,540	441,810	736,340	1,104,510
4	49,470	197,840	395,680	593,520	989,190	1,483,780
5	62,300	249,170	498,330	747,500	1,245,820	1,868,730
10	129,410	517,590	1,035,180	1,552,760	2,587,930	3,881,880
15	201,700	806,760	1,613,510	2,420,260	4,033,750	6,050,620
20	279,580	1,118,208	2,236,540	3,354,800	5,591,320	8,386,970
25	363,480	1,453,870	2,907,710	4,361,560	7,269,260	10,903,880
30	453,870	1,815,390	3,630,760	5,446,130	9,076,870	13,615,300
40	656,130	2,624,430	5,248,820	7,873,220	13,122,010	19,682,990

※1 上記金額は第2制度加入時から退職までの同一の口数を継続した場合です。

※2 上記金額はすべて年度末に退職した場合のものです。年度途中で退職する場合、付利率は月利で計算します。